

福島町障害者活躍雇用推進計画

(令和2年3月24日策定)

1 機関名等

| | |
|--------------------|---|
| 機関名 | 福島町 |
| 任命権者 | 福島町長 鳴海 清春 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） |
| 福島町における障害者雇用に関する課題 | <p>福島町職員（町長部局）は、令和元年4月1日で現在70名であり、これまで障害者を限定した募集・採用は行っていないが、法定雇用率の2.5%に達している状況にある。</p> <p>しかし、近く、該当職員の定年等による退職が見込まれることから、今後の、募集・採用に努めるとともに、障害者である職員の活躍のために各種取組が必要である。</p> |

2 目標

| | |
|-----------|---|
| ①採用に関する目標 | <p>【実雇用率】</p> <p>各年度において法定雇用率2.5%以上の維持</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率 4.29%</p> <p>（評価方法）毎年の任免通報により把握・進捗管理</p> |
| ②定着に関する目標 | <p>不本意な離職者を極力生じさせない</p> <p>（評価方法）人事記録により状況把握</p> |

3 取組内容

| | |
|-------------------|---|
| 1 障害者の活躍を推進する体制整備 | <p>【組織面】</p> <ul style="list-style-type: none">○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。○職員の相談窓口は、総務防災係長が担当する。 <p>【人材面】</p> <ul style="list-style-type: none">○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合、人事担当課は、北海道労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講する。 |
|-------------------|---|

| | |
|---------------------------|---|
| 2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | <p>○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、北海道労働局に相談しつつ、障がいの程度に応じ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> |
| 3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | <p>○新規に採用した障害者については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害者を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 |
| 4. その他 | <p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> |